

鳥取県告示第 193 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	中部障害者地域生活支援センター	倉吉市山根43	平成20年3月10日